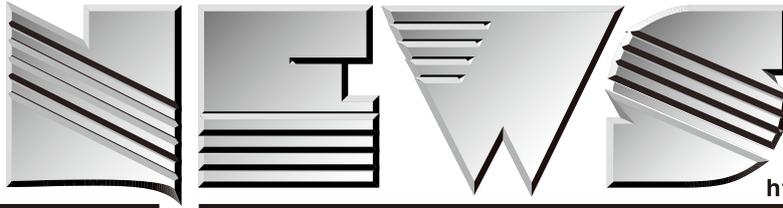




つるかに
さわくさ
おぼけい
おぼけい



動物愛護と社会との関係とは？

NPOねこだすけ代表理事
工藤久美子

動物愛護、及び動物愛護活動は、嗜好性が強く出る分野と感じております。

平たく言えば、酒や煙草と似て個人の好みがほぼ全てかと。

つまり動物愛護とは文字通り、動物を愛し、慈しむ事。

これは、人として当然の事の様にも思われますが、実はそうでは無いのではないのでしょうか。

動物が好きな方、嫌いな方、また人が（人付き合い）が好きな方、嫌いな方、様々な方がいらっしゃいます。この様々な価値観、好みを持った方々に、1つの価値観を望む事はそもそも不可能。またその権利もありません。

唯一の例外は、法律違反。

法に反する事は、当然いけません。

法律は、守らなければなりません。

愛護動物に対する飼い主責務の衰弱虐待。飼い主が否かに関わらず、全ての人に当てはまる遺棄殺傷犯罪。

これらは、罰則も強化されています。

この2点、人の嗜好、法律遵守を考えながら、動物の命を守る方法をきちんと立て直す時期と感じております。

具体的には・・・●動物が苦手な方、お嫌いな方を、置き去りにしない。

つまり、動物愛護関連の行事（映画上映会、譲渡会など）これは私達愛護家にとっては誠に心地良く、また愛護家様同士の情報交換、連帯感も強まっています。

然しながら、そうでない方々に取りましては、せいぜい良くして無関心、最悪は不快感。

その不快感が、どの様な方向に向くのか。動物殺傷犯罪は論外としても、要注意と感じております。

これを防ぐ為にも地域での相談会、また住民の方々の個別訪問。

猫でお困りの方々との対話、そして必要な手を打つ事が大切と思います。

●法律遵守を徹底。動物がお好き、お嫌い、どの様なお立場の方であれ、法律に違反すれば罰せられます。例えば、遺棄殺傷犯罪防止チラシ、地域猫対策チラシでの広報。

これを、定期的に回覧、掲示板掲示等をお願いします。

日常的な、地域広報により「意識の底上げ」が可能となります。

もう1つ・・・●地域に於いての、円滑なコミュニケーション。

基本単一民族、小さな島国の日本に於いては、住民の繋がりは想像以上に強いです。

日本独自の町会組織、その繋がりも大切にすることを感じております。

具体的には、日常のご挨拶、活動のご説明。地域の方々との良い人間関係は、何にも勝ります。

以上3点、これをそれぞれの地域で適正に行って頂けたら、動物の命を守る事が出来る、そう確信しております。

物言えぬ命を守る事、物言えぬその命の運命は私達「人」が握っています。

この「人」の権力は誠に大きい。

それを認識した上で、改めて動物の命を守る事、その方法を考えていく事が大切と思います。

終わりに・・・

社会生活に置いては、憲法、法律を筆頭にルールが最優先。

然しながら、それに勝ると思われるものは唯一、人との関係、コミュニケーション。

良いコミュニケーションは、何にも勝る可能性を秘めています。

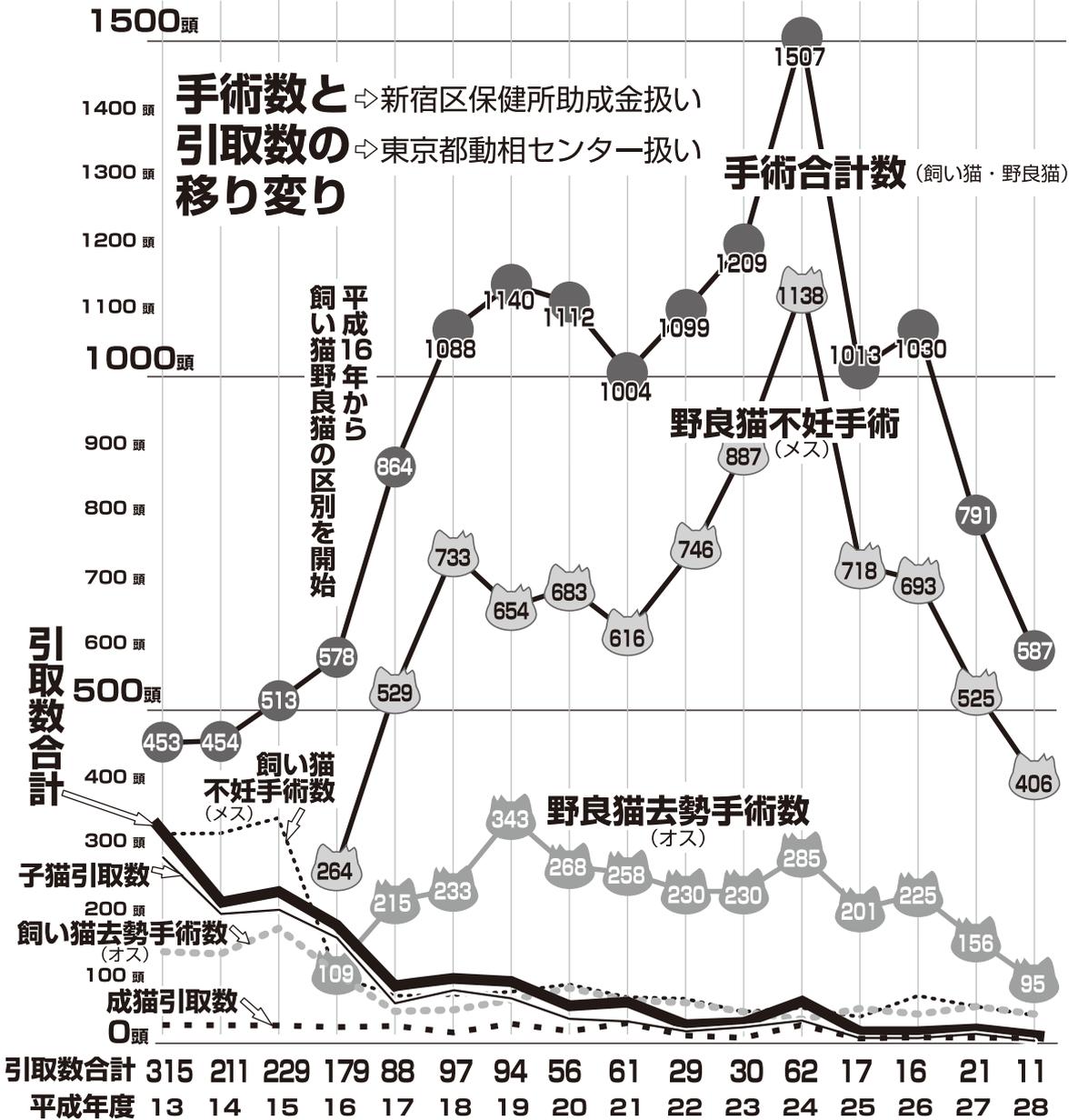


人と人とのコミュニケーション、簡単外猫トイレ設置中。

新宿区 地域猫対策17年

新宿区では引取を行いません。東京都から提供される区内からの引取数のデータに基づきます。

情報元／新宿区保健所衛生課管理係
平成30年3月現在



十数年も前の頃ですが、「地域猫」の言葉が使われ出した時、「街を飼い主のいない、行き場のない猫のシェルターに出来る。」や「これからは野良猫への餌やりが公認に。」などの気運が強く生まれて広がりました。

「協働」の言葉も現代用語の辞書に出始め、役所と同じ目的を目指す「協働意識」も広がりました。

街がシェルターや、餌やり公認では猫を好ましく思えない人も共に暮らす地域の自治地区で、役所と協働の野良猫対策は成り立ちません。

最近、猫問題の根本解決には繁殖事業やペット事業を極めて強く抑えなければならないとの考えも普通に伝えられるようになりましたが、当時は公の場で課題にすることもタブー視されていました。

そのような歴史を経験しながら、ねこだすけは特に新宿区役所との御縁が深いこともあり、役所と共の地域猫対策をグラフにしてみました。A2サイズ程度に拡大した展示用のパネルもあります。(詳しくは右記事のホームページより)

地域猫対策パネル

A3サイズ8枚組みの地域猫対策パネルを作りました。

ホームページの > ねこだすけ > アーカイブ > チラシポスター、からA4サイズのダウンロードのほか、A3サイズ貸し出し用パネルもお申し込みいただけます。



セミナーで展示や配布する…

地域猫対策ツール

セミナーで全員に配布用資料セット

NEW

えさの出しっぱなし 禁止

この地域は不妊去勢手術やえさなど猫を適切に見守る 地域猫対策実施中

えさの出しっぱなし 防止

この地域の猫は不妊去勢手術やえさ適切に見守られています。 役所や保健所は地域猫対策をすすめています

NEW

新宿区・地域猫対策17年

1000%

800%

600%

400%

200%

0%

06 17 18 21 11

手続費と手数料の 移り変わり

新宿区・地域猫対策17年

印刷やダウンロードは 前頁の記事より…

新宿区移り変り・パネル



これからの行事計画 H30年5月現在

6月16日	朝霞市	地域猫対策セミナー（仮称）
7月1日	松田町	//
7月14日	世田谷区	//
9月29日	和歌山県	//
9月30日	//	//
10月13日	西東京市	//
10月20日	国分寺市	//



※予定が変更になることもありますのでご了承ください。 ※お手数ですが詳しい情報はねこだすけホームページをご利用ください。

ねこだすけがお手伝いさせていただいた各種行事

※もう少し詳しい画像入り記事はねこだすけブログ 検索ワード〈地域猫・地域ねこ・ちいきねこ〉 <http://chiikineko.nekodasuke.main.jp/>

地域猫対策現場活動の合間に、各地で…

八王子市第4回地域猫対策セミナーH30年4月29日、はちねことHAPnet 八王子動物愛護会ネットワーク、津久井橋本八王子犬猫の会の共催です。八王子市保健所が資料提供と担当職員からの解説がありました。

講演は新宿区地域猫担当元職員高木優治氏、八王子社会福祉士会会長栗山尚巳氏、NPOねこだすけ代表理事工藤久美子でした。

同市は都内最初の中核市ということもあるためか、愛護動物施策も他の市区町村と少し異なり、動物の保護養育譲渡などを積極的な事務事業として行うこともできます。

このためでしょうか野良猫のいる地域が対象の地域猫対策事業よりも、猫の保護譲渡事業が市役所からすすめられているように感じました。保健所が発行する地域猫活動ガイドラインには、地域の環境改善には野良猫を適正に管理することが明確にされています。またセミナーで解説をした市の職員からも、市民の猫の譲渡活動に対する極めて高い評価が感じられました。

国のすすめる地域猫対策には、猫の棲む地域をその自治組織が主体となって改善することを目的とするなどの考えもあり、住民等が主体となった地域猫対策の総合的なプログラムの推進といえます。

一方で野良猫の適正管理からは、野良猫を地域猫という呼び名の飼育猫として飼育管理することにつながります。各自治体にはそれぞれに裁量もありますので決めつけは難しいですが、役所が野良猫の保護譲渡管理を市民に委ねることと、地域保全として住民組織等との協働で地域猫対策をすすめることの違いを思われました。

長崎市ヒトとネコとの共生をめざす地域猫セミナー

H30年3月18日、R&G長崎の地域猫について考え、行動する会代表浦川たつり氏が、県民ボランティア振興基金支援事業として開催しました。

事前告知の講師は、台東区動物愛護管理係長高松純子氏とNPOねこだすけ代表理事工藤久美子でしたが、当日は午前中から時間割ごとに約30セッションのテーマ別にA～E、5部屋の会場を移動しながら各専門家などによる講演や解説が行われました。

前日の福岡やその他からもお手伝いのボランティアさんや、各専門セッションのスピーカーなど多数が参加。ねこだすけ工藤は地域猫対策について2テーマと外猫トイレの実演を2回、行政向け講座の質疑回答などに参加しました。

どの会議室でも趣向を凝らし、且つ現実的な報告等が行われ、終日楽しめるものでした。

近年はペットと呼ばれる、人が所有占有取り扱う対象の動物が世間の主流になり、一義的に動物が命あるものであるなどの勢力分野は、動物が人のために働き人の役に立つなどの大きな勢いに押されがちです。

強く大きな勢力に立ち向かう事はたやすくはないですが、時代の流れの中で異なる気運を発信することは困難でもないと思われます。時代の流れに背く事無く、また無条件に迎合する訳でもない、今後に期待感を思いました。（下の画像は長崎セミ）





セミナー会場に展示する、実演用の模擬外猫トイレ。砂は米ぬかで代用します。

**続：
ねこだすけがお手伝い
させていただいた
各種行事**



春日市セミナー／上から
スピーカー講演
パネルディスカッション
恒例のスタッフ集合

福岡県春日市・地域猫の成功ステップセミナー

H30年3月17日、ピースキャットと(一社)福岡動物愛護協会の共催でした。

スピーカーは台東保健所愛護動物管理係長高松純子氏とNPOねこだすけ代表理事工藤久美子。パネラーとしてARF代表浦川たつりのり氏とTNR博多ねこ代表木本美香氏が加わりました。

このセミナーの開催は翌日の長崎セミナーの企画主催者浦川氏からの提案とのことでした。

春日市も翌日の長崎市も愛護動物担当行政が開催に直接的には関わらないため、コストや要員などのやりくりにも、市民グループ間がそれぞれの立場で協力し合っている様子が斬新でした。

尚、一般参加の市議ほか公的な肩書きの方も客席にいましたし、春日市役所も地域猫施策に消極的ではないと思われました。しかし、同施策の実行や推進には毎日活動しているボランティアや市民との強い協働関係づくりも課題と思われまます。

会場には次世代を思わせる若い年代の方々も多く、今後に期待が膨らみます。

先週の和歌山や福岡、また翌日の長崎でも「町が主体の三者協働地域猫対策」とするときの切り口に、同じ様な迷いも感じられました。

通称の「動物愛護法の基本指針」を根拠法に、各都道府県や「動愛センター」を持つ政令都市などは「地域猫対策」を「行うべき行政施策」としているケースが多数になり「不妊去勢手術助成金」をつける自治体も増えました。

しかし残りの多くの市町村などでは同施策を「県の事業」などと認識する機会が多く、県民でありながら市町村に管轄される「町内会」などで暮らす多くの市民が主体とならなければいけない施策が、「県からの押しつけ」などと市町村に判断されてしまいます。実際に県の保健所が立地する市などでは根深い混乱が起こっています。

このため、市民から各市町村などに対する、地域猫施策実行のお願いが必要と感じています。

根深い混乱の一つに、動愛センターを持つ各都道府県などが法令に従い行う猫などの保護譲渡事業を、そのほかの市区町村には行うための根拠法令等が希薄で、事業として施策にしにくく、施設や設備も無い為地域猫対策の方法をとらざるを得ないという事情もあります。

多くの役所には地域猫対策実行の知識が少なく経験もないことから、猫に詳しいボランティア市民の任意の活動と位置づけられてしまい、野良猫を地域猫として飼育管理するなどの思いが強くなります。

国のすすめる地域猫対策とは、猫の棲む地域の自治保全プログラム全体を「協働」で実行管理運営するものであり、野良猫個体の飼育管理とは異なるとの考えが主流です。

**和歌山県・地域猫対策セミナー
有田郡と新宮市で・・・**



H30年3月10日は有田郡の湯浅保健所で、同11日は新宮市東牟婁振興局で、共に和歌山県が主催しました。

昨年より県内の各地で毎年開催しています。今年度は9月29日と30日に開催の予定で、どちらにもねこだすけ代表工藤が講師に招かれています。

県の環境生活部県民局食品・生活衛生課が地域猫対策を担当し、上の画像4名の職員さんは全員が獣



和歌山県・地域猫対策セミナー

医師の有資格者です。講師の工藤ほか1名の方は、県の地域猫対策に協力的な開業獣医師とのことでした。

講演のテーマは「地域猫対策の進め方」で、どちらの会場でも模擬外猫トイレを展示し、実演を行いました。

県では動物愛護法（通称）の動物愛護推進員のほかに、地域猫対策に特化したボランティア制度を運用し、手術助成金のほか腕章やパンフレットなどの同対策に必要な各種ツールなどで県民の活動をサポートしています。

推計人口約95万県民ですが県の同対策制度を推進する県民ボランティアの登録数は既に約400名とのことで、単純に他との比較はできませんがごく多数に感じました。

県の職員が県内全域の地域猫対策を担当しているようでしたが、同対策は「地域が主体」の自治環境保全活動と位置づけられることもあります。

その場合に例えば市町村が管轄する公園公営住宅病院などの公有地や、町内会や自治組織が同対策の対象現場になるときに、県は適切な実行施策を運営し、職員によるサポートや助成をしているにもかかわらず、市町村が同じ施策を執っていない場合には、対策をすすめようとする市民、町民、村民などに少なからずの混乱が起こるのではないかとと思われるのです。

地域猫活動の現場は市町村ですから、市町村がこの施策に消極的なときに、古くから活動をすすめている市民からお困りの声も耳にしました。

新宿区飼い主のいない猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会総会

H30年3月3日、同会構成員更新時期にあたり、委嘱状が名誉会長の吉住健一区長より手渡されました。ねこだすけ代表工藤は議事に従い、会長に再任されました。

今では地域猫対策を全国で行っていますが、同会の発足当時は未だそれぞれの役所の裁量で同対策が進められ、時代の移りを感じます。



第2回江戸川地域猫セミナー

H30年2月24日、江戸川区地域猫セミナー実行委員会が主催し、同区生活衛生課の協力で行われました。（上の画像）

講師は神奈川県動物愛護協会常任理事黒澤泰氏とNPOねこだすけ代表理事工藤久美子。

「地域猫活動に興味のある方、ノラ猫にお困りの方、町会の方、お気軽にお越しください！」がテーマです。160名定員の宴会場はほぼ満席でした。同区には地域猫対策の登録ボランティア制度や、獣医資格を持つ職員の動物管理係があり、23区では他に台東区だけで、地域猫対策への取り組みは積極的です。

動物愛護について役所の役割に触れるとき、役所は法の執行官であり、法にあることをやらなくてはいいが法にないことはできないので、市民の求めとの間に大きな行き違いが生まれることもあります。

私達はすべての猫の擁護や保護を求めますが、ペットの猫には飼い主の義務が厳しく定められている反面、飼い主のいない猫は「地域猫対策」と「殺傷犯罪や遺棄犯罪」の罰則対象となる程度です。

役所は「野良猫の管理責任を市民に持たせ、ペットと同じ義務を与える。」ことにより施策を進めやすくなりますが「野良猫の管理義務や所有権を市民に与える権限」を市区町村は持ちません。

このセミナーでも解説されていたのは「野良猫に餌をあげ続けたい」「野良猫を外で暮らさせるよりも飼い猫にしたい」などのような、飼い主責務が生じる事態を区役所が施策にできないこと、しかしそのような動物愛護や擁護の気持ちを行う市民の思いは守られるので、「地域猫対策」を地域自治環境保全問題と位置づけしてすすめるための具体的な方法ということのようでした。



和歌山県・地域猫対策セミナー／模擬外猫トイレ実演

中野区飼い主のいない猫対策学習会

H30年3月8日、中野区保健所が開催しました。講師は新宿区保健所地域猫担当元職員高木優治氏とねこだすけ代表理事工藤久美子。地元の「NPO猫と花地域環境ネットワーク」代表星野新一氏が地域猫対策などを報告。区内には、地域主体の同対策を地道にこつこつと根付かせた方々も多く、区民セミナーなどを猫花ネットワークが開いていましたが、今回は十数年間も待ちこがれた念願の区役所との協働開催だったようです。

立川市地域猫活動学習会

H30年3月3日、ねこだすけの地域猫対策用展示パネルの貸し出しと同配布資料を提供しました。

講師はねこだすけ支部すみだ地域ねこの会代表庄司直子さん。立川市地域猫登録団体連絡会、立川市環境対策課が共催。

港区・まちの猫セミナー H30年2月18日、みなと保健所が毎年開催しています。ねこだすけ代表で東京都動物愛護推進員の工藤がコーディネーターとして進めました。

テーマは「地域猫活動、みんなどうやっているの?」、会場をスクールタイプにした講演のほか、机をコの字型に並べ変えて自由に述べ合う「地域猫座談会」を試みました。

同区は「人と動物が共生できるまちづくり」を目指し、区内在住の港区動物愛護推進員活動も活発です。

第三回板橋地域猫セミナー H30年2月17日、板橋区保健所主催、板橋区認定高島平地域猫代表山口正勝氏の報告と、講演はねこだすけ代表工藤久美子。

役所と協働の地域猫対策用TNR（捕獲手術後元に戻す＝リターン）のほか、区民が独自で行う動物擁護活動の、TNプラス保護一時飼育譲渡などが従来から盛んな気風がうかがえる行政区とされています。

ねこだすけが各地のセミナーなどで用意し、役所と三者協働地域猫対策を施策として行う根拠となる「動物愛護法」や「（その法に基づく）基本指針」などのペーパー資料は人気薄いのか残ってしまうことが多いですが、この会場では早い時期になくなりました。

これからは役所の地域自治施策としての「地域猫対策」がすすむことと思われます。



所沢市・飼い主のいない猫対策セミナー H30年2月4日第7回目、所沢市主催で協力が所沢ねこのネットワークとNPOねこだすけ。講師は世田谷区を拠点にするチームSLP代表田矢麻弓さんとねこだすけ代表工藤久美子。「地域猫対策について」「地域猫活動事例について」のほか個別相談会など。

同市では三者協働地域猫対策を市民ボランティアさん主導ですめられているようです。会場のセッティングや運営スタッフは市役所との役割分担で行っていました。上の画像は役所が設営した会場の様子。

小金井市・第3回飼い主のいない猫対策セミナー H30年1月20日開催にねこだすけが地域猫対策パネル提供などで協力させていただきました。

講師：黒澤泰氏（公益財団法人神奈川県動物愛護協会）

高松純子氏（台東保健所生活衛生課）

主催：小金井市

協力：(公財)神奈川県動物愛護協会、国立地域猫の会・猫のゆりかご、NPO ねこだすけ

ここからは平成29年の記事です。
概略のみご案内させていただきました。

第16回狛江にゃんにゃんセミナー H29年12月5日「これからの地域猫活動～可能性と課題～」をテーマに狛江市と狛江地域ねこの会が共催。神奈川県動物愛護協会常務理事黒澤泰氏とねこだすけ代表理事工藤久美子が講演しました。

第17回新宿区人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー H29年11月25日開催。新宿区が地域猫対策を初めてから足掛け17年目、関連記事は2頁です。

「地域猫対策～原点回帰とこれからの展望～」として、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問高木優治氏と同会長でねこだすけ代表工藤久美子ほか講演。

同協議会の事務局は新宿区健康部衛生課（新宿区保健所）で、名誉会長は吉住健一区長です。

同会をご案内するホームページURLは下記です。

http://awn.sub.jp/cn/snj/snj_renkyo.html

清瀬市野良猫・飼い猫対策セミナー H29年11月18日、清瀬市ときよせ猫耳の会が共催。協力、NPOねこだすけ。講師は元練馬区保健所地域猫活動担当石森信雄氏とねこだすけ代表工藤久美子。

第3回古河市飼い主のいない猫対策セミナー H29年11月12日、「古河市地域猫の会（こがねこ）」が主催。講演は茨城県保健福祉部大芦隆広氏、元新宿区地域猫対策担当高木優治氏、ねこだすけ代表工藤久美子。茨城県ほかより資料提供がありました。

世田谷区地域猫活動セミナーin三軒茶屋 H29年11月11日、世田谷保健所生活保健が開催。「飼い主のいない猫対策の考え方」ほかをチームSLP代表田矢麻弓さん、同区内町会長の丸山氏、ねこだすけ代表工藤久美子が講演。下の画像は地域猫対策用外猫トイレの展示と実演。



いばらき地域猫活動セミナー H29年11月4日、守谷市で同市動物愛護協議会ほか共催。県担当者が「茨城県の動物愛護について」と、ねこだすけ工藤が「地域猫活動のファーストステップ」を講演しました。

松戸市・西東京市・港区H29年10月15日、「第1回松戸市地域猫セミナー&相談会」を松戸市協働事業としてまつど地域ねこ会が主催。講師は神奈川県動物愛護協会黒澤泰氏、ふなばし地域ねこ活動清水真由美さん、ねこだすけ工藤久美子ほか。

同10月14日「地域の不幸な猫を増やさない講演会」を西東京市みどり環境部が開催。ねこだすけ工藤が講演。

同10月7~8日「第36回みなと区民まつり」港区動物愛護推進員のテントブースに、ねこだすけ代表工藤が同推進員として地域猫対策担当で参加。

府中市・川越市9月23日・24日は平成29年度府中市市民提案型市民活動支援事業として、猫にゃんネットワーク府中が「飼い主のいない猫」写真展を開催。ねこだすけより地域猫対策パネルと同配布資料を提供。

9月23日は川越市提案型協働事業の助成事業として、小江戸地域猫の会が「飼い主のいない猫のシンポジウム」を主催し、ねこだすけ代表理事工藤久美子がパネリストの一人として参加。

町田市第1回飼い主のいない猫対策セミナー
平成29年9月16日、町田動物愛護の会が念願の第一回セミナーを開催。市職員の講演ほか、ねこだすけ工藤の講演と外猫トイレの実演、質疑応答や個別相談にも応じました。

Let's 地域猫セミナー愛知H29年8月27日、県内15グループの実行委員会が共催。大村秀章県知事のご挨拶もありました。

講演は元新宿区職員高木優治氏、地元の中島万里弁護士、ねこだすけ代表工藤久美子。

パネルディスカッションには、大府市環境課課長久野幸裕氏、豊田地域猫の会代表福留千博氏、刈谷地域ねこの会代表加藤真弓さんが加わりました。

別室でパネル展示と資料配布や個別相談会を併催。

飯能市・地域猫セミナーH29年8月19日。同市が拠点の「ねこ・猫・ネコの会」が主催。埼玉県と飯能市が後援し、埼玉県動物指導担当福田郡盛氏とねこだすけ代表工藤が講演しました。

川崎市第三回地域猫活動セミナーH29年7月29日、幸区役所で同市保健所が主催。

ねこだすけ工藤が講演しました。下の画像は模擬外猫トイレを会場に持ち込んで実演中。



今、出来ることを、出来る範囲で、決して無理をしないで!!

ご支援ご協力・ボランティア参加をどうぞよろしくお願いいたします。

地域猫対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

ペットブームといわれる中で、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の残るアクシデントも多いです。

さまざまな出来事に合うとき、改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。

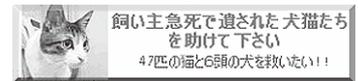
ねこだすけでは収益事業を行っていません。皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

- 猫に手をのべるときフードは欠かせません。地域猫対策の他、多数頭の保護先で使用します。
- トイレ砂や獣医薬品なども助かります。
- 倉庫が手狭のため、ご支援の品々はその都度転送しています。未使用の切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じはがきは切手に交換します。
- 各種金券・図書などのカード類・商品券・ギフト券、収入印紙も換金が容易です。
- 皆さまへのお知らせやイベントなどの通信連絡、配送等に役立つ事務用品の、例えばコピー用紙、プリント用紙、オフィスのり、ビニールひも、粘着テープなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

やむを得ない事情から、猫や犬を多頭数保護養育しています。

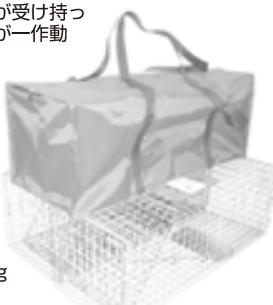
保護先に向けたフードなどのご支援をお願いいたします。犬用を含みます。8頁のねこだすけ迄ご支援物資を送付してください。随時現場に転送します。お問い合わせいただけますと直接の送付先をお知らせいたします。

<http://ameblo.jp/for-animals/>



トラップケージ 動物保護目的の地域猫対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

- 動物愛護に理解の有るAPLに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接購入いただける仕組みをとっています。
- APLではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをAPLがねこだすけに提供しています。原則としてねこだすけからの直接販売も行いません。
- お申込みの規定書式をご請求ください。2~3枚のご案内用紙をお届けしております。(HP検索→キャッツプロテクションケージ)
- 古い1枚だけの申込用紙を現在使用しておりませんが、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
- 直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの際には、出庫時同封の書式をご利用の上ご連絡ください。
- 専用のキャリーケースがあります。
- 価格はねこだすけにお問い合わせ下さい。
- サイズ/約25x25x66cm約2.6kg
ペダル(踏み板)式一種類のみ



トラップケージの貸し出し...

地域猫対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用がご(左の写真)

- 貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
- 貸出期間は、一回につき原則1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
- 期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
- よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う様により危険な狩猟具にもなります。
- 事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。



いのちにやさしいまちづくり 人と動物と、すてきな関係… **ねこだすけへのお誘い**

資料を郵送します。
ご住所をお知らせください。

ねこだすけは、小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に数万匹もの猫が不幸に死にます。少しの手助けで不幸な猫をなくせます。ボランティアさんがそれぞれの立場で、猫や動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、猫や動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

猫の保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広がります。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

猫を快く思われない方も、また行政などと一緒で協働し、同じ目的の地域猫対策を進めます。

地域猫対策や動物愛護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師、多くの役人から賛同をいただいています。

ねこだすけは、猫や動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域猫対策や動物の情報ネットワークを進めます。

動物を愛する様々な立場の皆さまに支えられています。
いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域猫ネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

入会お申込・お問い合わせは…

電話・Fax 03-3350-6440

郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203

NPO ねこだすけ

<http://nekodasuke.main.jp>

[facebook.com / nekodasuke](https://www.facebook.com/nekodasuke)



●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

会員種別	年会費	摘要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはどれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域猫対策の活動が広がっています。
どうぞご寄付をお願いいたします。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。各種金券やカード類・ギフトカード・収入印紙等は換金も容易です。保管場所が狭く、ケージや物資などの宅配出庫回数が増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はほぼFaxです。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動 地域猫対策や、猫の保護救済以外の活動内容

- 動物愛護の普及や啓発
- 動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- 不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- 緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- 不適切に飼養される動物の改善
- 不適切な愛玩動物煽動風潮の抑止
- 生物多様性に関する動物の保全
- 動物擁護の普及
- 動物福祉の推進
- 動物愛護普及啓発イベントの開催
- 動物ネットワークの推進
- 学習会や相談会、セミナー開催
- 猫の譲渡・飼い方相談
- チームや支部などの支援 ほか

平成25年の改正動物愛護法から、法律文中の「ねこ」が漢字の「猫」に変わりました。ねこだすけではこだわらずに、猫、ねこ、ネコを併用しています。

地域猫の普及啓発パネル

書式は右のホームページよりプリント可

発砲スチロール板に加工した、手作りの地域猫パネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただけますと、点数などを選別いたします。それぞれB3サイズです。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担をお願いいたします。●地域猫対策の直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー
動物愛護法ポスターチラシ

ファクトシートの一部
行政資料の一部 ほか

新

(旧)

●個人向けの資料としてご利用ください。●複製や印刷、大量コピーなどご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。

ねこだすけニュースバックナンバー・会員の皆さま号・号外をホームページからプリントできます。